

くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

相談ファイル

～解約料が高すぎる～

＜相談内容＞

息子が、結婚相談所の雑誌広告を見て店に出向き、「当社は何千人も会員がいるので、入会すればたくさんの人を紹介する。必ず理想の相手と出会える」と説明されたので、30万円を支払って契約したという。その後、会員の情報が載っている雑誌が送られてはきたが、誰も紹介してくれなかったことと、他で結婚が決まったため、2ヶ月後に解約を申し出た。すると、「解約料として10万円が必要だ」と言われたという。払わないといけないか。（60歳代 女性）

＜アドバイス＞

2ヶ月を超え、5万円以上の契約の結婚相手紹介サービスは、「特定商法取引に関する法律」に規定されている「特定継続的役務提供」にあたり、平成16年1月1日以降の契約は、自分から店舗に出向いて契約した場合でも、クーリング・オフが適用になり、期間経過後でも、理由のいかんを問わず、役務提供を受けていない部分について、中途解約ができるようになりました。

中途解約に伴って負担する違約金についても上限が定められており、このケースの場合は、役務提供が開始しているので、2万円または契約残額の20%のいずれか低い額になります。もちろん、既に提供された役務の代金を支払う必要があります。

「結婚相手紹介サービス」は、異性を紹介するものであって、結婚を確約するものではありません。結婚には、相手との相性などの要素も大きくかかわってきます。「必ず相手が見つかる」などのセールストークに惑わされないようにしましょう。



情報ファイル

～目元ぱっちりのはずが～



まつ毛のカールを1ヶ月程度持続させる、いわゆる「まつ毛パーマ」。目元をぱっちり見せたい人が、その効果を期待して、エステティックサロンや美容院などで施術しています。

しかし、この「まつ毛パーマ」で、まぶたがかぶれたり、腫れたり、ひどい人は目に炎症が起きて、治療に1ヶ月以上かかったなど様々なトラブルが発生しています。

まつ毛にカールを付けるためには、まず「ロット」をまぶたの上に置き、付けまつげ用の糊や二重まぶた用の糊でロットを固定します。その状態でパーマ液を塗ってカールを付けるという、頭髪へのパーマの仕組みと同じものです。

厚生労働省が、頭髪用パーマ液のまつ毛への使用は、目的外使用として控えるよう指導しているにもかかわらず、使っているケースもあります。

また、まつ毛パーマ液であっても、頭髪用パーマ液と同じ成分・品質のものが使用されているものもあります。

万が一、「まつ毛パーマ」を行ったことにより、目などへの異常を感じたら、できるだけ早く医療機関で治療を受けましょう。

消費生活相談状況(12月) ※2月22日現在確定分

12月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、2,611件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が、依然として多く寄せられています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	1,461
2	商品一般	177
3	融資サービス	134
4	教室・講座	47
5	役務その他	43

～お知らせ～

スマートライフ講座

ペイオフ解禁直前チェック

～預金保険制度のしくみと対策～

日 時 平成17年3月17日(木) 13:30～15:00
 会 場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)
 講 師 全国銀行協会企画部広報室長 御崎良雄さん
 定 員 30名
 参加料 無 料
 申込み 電話でお申し込みください。(TEL 082-513-2731)

消費者啓発講座

日 時	場 所	対 象	講 師
3月14日(月) 10:00～11:30	広島市 広島共立病院	高齢者	センター職員
3月17日(木) 9:00～10:00	呉市 海上保安大学校	学 生	消費生活アドバイザー 城戸 守固
3月17日(木) 10:30～11:15	呉市 みはらし荘	高齢者	消費生活専門相談員 石橋 奉功

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731